

通航一覽

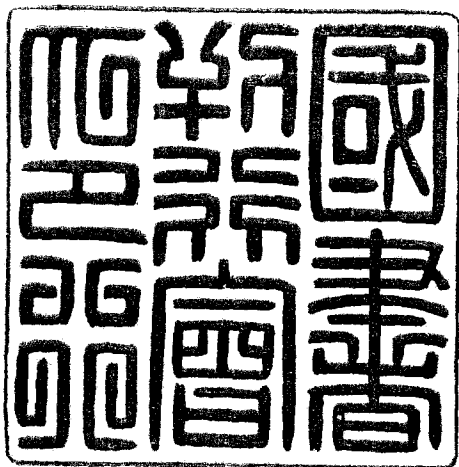
第三



通航一覽

第三





通航一覽第三目次

卷之八十七.....一頁

朝鮮國部六十三、○信使駿城并江戸西城登營、

卷之八十八.....一五

朝鮮國部六十四、○聘禮濟出仕、附獻上物、御馳走
人拜謁等、○日光山詣拜、并獻備物、寬永十三年、

卷之八十九.....二五

朝鮮國部六十五、○日光山詣拜、并獻備
物、寬永二十年、

卷之九十.....四〇

朝鮮國部六十六、○日光山詣拜、并獻備
物、明曆度、

卷之九十一.....五二

朝鮮國部六十七、曲馬上覽、并騎射、從寬永十二年
至享保度、

卷之九十二.....六九

朝鮮國部六十八、○曲馬上覽、并騎射、從寬延度
至明和度、

卷之九十三.....八三

朝鮮國部六十九、○兩國書、并儀物信使御
暇等、慶長度、
元和度、

卷之九十四.....九六

朝鮮國部七十、○兩國書、并儀物信使御暇
等、寬永度、

卷之九十五.....一〇九

朝鮮國部七十一、○兩國書、并儀物信使御
暇等、明曆度、
天和度、

卷之九十六.....一二八

朝鮮國部七十二、○兩國書、并儀物信使御
暇等、正徳度、

卷之九十七.....一三三

朝鮮國部七十三、○兩國書、并儀物信使御
暇等、正徳度、

卷之九十八.....一五

朝鮮國部七十四、○兩國書、并儀物信使御
暇等、正德度、

卷之九十九.....一六〇

朝鮮國部七十五、○兩國書、并儀物信使御
暇等、正德度、

卷之百.....一七〇

朝鮮國部七十六、○兩國書、并儀物信使御
暇等、享保度、

卷之百一.....一八四

朝鮮國部七十七、○兩國書、并儀物信使御
暇等、寬延度、
明和度、

卷之百二.....一九五

朝鮮國部七十八、○兩國書、并儀物信使御
暇等、文化度、

卷之百三.....二〇五

朝鮮國部七十九、○執政附溜
詰、諸儀、并諸向三
使贈答、從慶長度
至寬永元年、

卷之百四.....二一八

朝鮮國部八十、○執政附溜
詰、書儀、并諸向三使
贈答、從寬永十三年
至天和度、

卷之百五.....二二三

朝鮮國部八十一、○執政附溜
詰、書儀、并諸向三
使贈答、從正德度
至文化度、

卷之百六.....二四〇

朝鮮國部八十二、○御三家附御兩典
御三卿、三使贈答、
明曆度、
天和度、

卷之百七.....二五三

朝鮮國部八十三、○御三家附御
三使贈答、
從正德度
至明和度、○宗氏信使招待等、

卷之百八.....二六三

朝鮮國部八十四、○筆談唱和等、從慶長度
至寬永十三年、

卷之百九.....二七三

朝鮮國部八十五、○筆談唱和等、寬永二十年、
明曆度、

卷之百十.....二八六

朝鮮國部八十六、○筆談唱和等、天和度、
正德度、

卷之百十一.....二九四

朝鮮國部八十七、○筆談唱和等、從享保度
至文化度、

卷之百十二.....三〇三

朝鮮國部八十八、○信使歸國道中、從慶長度
至天和度、

卷之百十三.....三一三

朝鮮國部八十九、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十四.....三二四

朝鮮國部九十、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十五.....三三九

朝鮮國部九十一、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十六.....三五八

朝鮮國部九十二、○信使歸國道中、正德度、

卷之百十七.....三六七

朝鮮國部九十三、○信使歸國道中、從正德度
至文化度、

卷之百十八.....三八三

朝鮮國部九十四、○來聘御入用、

卷之百十九.....三九四

朝鮮國部九十五、○吉凶書使往復、

卷之百二十.....四〇三

朝鮮國部九十六、○報聘、○進上物御配分、
○臨時御用、并獻物、附宗氏、

卷之百二十一.....四一四

朝鮮國部九十七、○貿易、貿易御免、

卷之百二十二.....四二六

朝鮮國部九十八、○貿易、約條并送
使船額、

卷之百二十三.....四三五

朝鮮國部九十九、○貿易、約條并送
使船額、

卷之百二十四	朝鮮國部百、○貿易、和館、	四六
卷之百二十五	朝鮮國部百一、○貿易、和館、	四六
卷之百二十六	朝鮮國部百二、○貿易、公私貿易井 求請物、	四七
卷之百二十七	朝鮮國部百三、○貿易、公私貿易井 求請物、	四八
卷之百二十八	朝鮮國部百四、○貿易、公私貿易井 求請物、	四九
卷之百二十九	朝鮮國部百五、○貿易、濟南罪科、耶蘇禁制告諭、 商賈金高井、編渡方、	五一
卷之百三十	朝鮮國部百六、○貿易、人參井、 人參座、	五七
卷之百三十一	朝鮮國部百七、○貿易、人參井、 人參座、	五四
卷之百三十二	朝鮮國部百八、○貿易、改製金銀通達、 對馬國交易傳達御用、	五四
卷之百三十三	朝鮮國部百九、○變事注進、并慰問、	五七
卷之百三十四	朝鮮國部百十、○變事注進、并慰問、	五九
卷之百三十五	朝鮮國部百十一、○漂流、	六〇

第三目次終

通航一覽卷之八十七

朝鮮國部六十三

○信使駿城并江戸西城登營

慶長十二丁未年五月廿日、宗對馬守義智實導し、この月
江戸城において禮禮十
四日等途せしなり、朝鮮國信使呂祐吉、慶暹、丁好寛等駿
河國府中城に登り、方物を獻して東照宮に拜謁す、時
に鎧刀を賜はり、かつ老中本多上野介正純の宅にて
三使等を饗せしめらる、これ本城の修營いまだ成ら
ざるによりてなり、信使この日、藤
枝にいたる、

慶長十二丁未年五月、宗對馬守義智江戸にて暇たま
はり、朝鮮の三使とともに駿府に至り、大權現を拜
し奉り、事畢りて歸國す、寛永宗義智請、

慶長十二年五月、朝鮮三使江戸を發し駿府にいた
る、二十日神君を拜し奉る、人參六十斤、白苧布三
十匹、蜜百斤、蠟百斤を獻す、神君烏帽子直衣を授
け、武徳編年集成
には直垂に作る、召させられ、繡繡錦茵に御座あり三
使再拜兩段禮畢て退出す、時に駿府の城壁未たなら
ず、故に享禮なし、三使とは本多上野介正純か宅に

て酒食を賜ひ鎧刀を賜り、宗對馬守三使を召連對
馬に歸る、武徳大成記、
慶長十二年、朝鮮の三使呂祐吉、慶暹、丁好寛といへ
る官人來朝す、閏四月江戸に來り、御禮も御饗應も
畢りて駿府につかわさる、駿府にては御目見はか
りにて、本多上野介宅にて飲食を給りて直に歸朝
す、右通故權現様へは、朝鮮王より書翰指上不申候、
勿論御書翰も無之候、
朝鮮聘考○按するに、國書の辨論は
兩國書年儀物信使御暇等の條に詳なり、

慶長十二年五月廿日、朝鮮三使謁公而獻之、以人參
六十斤、白苧布三十疋、蜜百斤、蠟百斤、公賜鎧三領
太刀三柄於三使、
御年譜、
家忠日記追記、

慶長十二年五月廿日、高麗人自江戸歸上、今日於駿
府大御所へ出仕、進物不覺悟之間常座卷物などの體
也、城中家屋未出來の間座中不久則退出、本多上野
介所にて振舞有之、其日に藤枝にて相通る、
代記官本
慶長年錄、

一説此時朝鮮三使人參、白苧布、蜜、蠟等を公へ獻
る、公鎧三領、太刀三柄を三使に賜る、創業記考異、
慶長十二年五月辛亥、朝鮮三使入本多正純宅、整冠

帶登城拜神君、獻人參六十斤、白苧布三十疋、蜜百斤、蠟百斤、時城壁工役未畢、府中多事不設饗禮、故三使不過前庭之一拜而退、賜鐘三領、太刀三柄於三使、三使又入正純宅賜飲食而去、傳聞神君欲與明國議勘合、故此行回章欲記其事、使朝鮮之欸請、僧承允告曰、往歲秀吉與明國絕好、常謂有事於明國以朝鮮爲前驅、其言未遠、人人口銘聞于異域、今勘合事成可遣進貢船于明國、然則秀吉沒後我威漸弛、似服從于彼乎、願待焉神君乃止、續本朝通鑑

慶長十二年五月十四日、朝鮮人江戸を立、廿日朝鮮人江戸より歸今日駿府へ參、大御所に拜謁す、人參六十斤、白苧布三十匹、蜜百斤、蠟百斤獻す、大御所より鐘三領、太刀三柄を三使に賜ふ、城中普請未出來、座中不久退出す、本多上野介所にて振舞有之、その日藤枝迄通る、慶長日記

慶長十二年、三使呂祐吉、慶暹、丁好寬渡海、依御指圖先江戸へ參上仕、台徳院様に御禮申上、歸國之節於駿府權現様に拜禮仕候、此時より無事之儀全く相調、至に今不相變通用仕來候、朝鮮通交覺書、

慶長十二年五月十九日、朝鮮の三使駿州清見寺に

おいて大御所に拜謁し奉る、獻上もの品々夥し、大御所より彼三使に鐘三領、太刀三柄、賜之、駿城御經營の中、爰に暫く御住居、是故に是にて御對面、記○按ずるに、此説諸記と異なり、姑らく附出して參考に備ふ、

始太閤秀吉の朝鮮をうたれし後、神祖世を知し召れし始に、昔京の代の如く、隣國の好を修めらるへきよしを仰られし事有しかと、彼國の君臣とも、我國を深くうらみて申事共有し程に、一年餘りを経て後に始めて使を參らせたりける、この程は我國創業の事なれば、聘禮を講せらるゝといふにも不及、此事大御所駿河の國府に御座をうつされし程に、彼使來れり、今は世の事を既に譲れり、關東に參へきと仰られしかば、信使は關東に參りて聘を望、其歸におよんで駿河の國府を過る時に、大御所よりも召れしに、奉へき聘幣の物なくして、わづかに其禮を備へし杯いふ程の事なれば、當事の事おもひやるへし、此等の事創業記等の物に見えしなり、白石私記

信使拜謁の後、上上官のうち上上官は、即知し居れしも譯官なり、のありて、老中の輩に仰のむねあり、こは往年御氣色

を蒙ふりし麾下の士なりしとぞ、この事、考證の書は左寛又藏とあり、されども各その家譜等に甚五郎は、甚氏衛の男にして、永祿六年一向專修の徒歟と記し、父と同一く敗徒に加はり關大平の戦ひに討死すと記し、また又藏は東照宮に仕へ奉り、永祿三年尾張國丸根城に供奉し戦死すと載せられは、姓名の違ひは姑く舍て、その人にもあらざれば事實齟齬せり、然れば引川書にも姓名を誤りしものか、姑らく存して後勘をまつ、故に本文その名を掲げず、

佐橋氏の説に曰、當時世に行はるゝ處の三州後風土記類の偽書に、佐橋甚五郎事岡崎三郎様の御小姓たりしか、傍輩の金鬘斗付の大小を盜取、甲州へ行て勝頼に仕ふ事を長々敷書のせ置、彼佐橋甚五郎と申は大御番頭佐橋義右衛門義賢、同役義佐橋源太夫か從弟なり、甚五郎と同役の御小姓を故有て殺害し三州に蟄居す、然るに三州按ずるに、遠州小山の城番に甲州より籠置甘利四郎三郎を殺し口口成らは御勘氣御免あらんとの權現様仰に依て、甚五郎よく笛を吹しかは、これを申立甘利に仕ふ、或夜甚五郎か膝を枕にして四郎三郎笛を聞けるを、甚五郎殺害して歸參仕、甲州若御子合戦の時も、水野勝成と同じく進んで手負ぬ、或時甚五郎御次の間に罷在候得者、權現様、甘利は甚五郎を一子のごとく哀憐を加へ召仕ふる處を、佐橋めはむごひ奴、四郎

三郎か寢首を切來、餘り情なしと上意ありしを聞て、御下げすみをうけては不動と御家を立退き、商買舟に乗て朝鮮國に渡る、慶長の末に至て朝鮮國の三使來朝す、御目見の後上官の中の一人は見知たるやと、老中へ御尋ありしに不見知候よし各言上あり、其時あれば佐橋甚五郎なり、ふとさ奴めかなと御意あり、一類ともへ御尋被成候處、決て不存と申上る、然らば文通堅く無用と上意にて其儘朝鮮國へ御返し被成、彼信使も我從弟とも日本にあれども對面せは殊之外名殘おしかるへきと存無其儀よし申遣ると云々、依之其時の沙汰に、佐橋一家は朝鮮の使より人參多く貰けると云々、彼刀を盜或は被斬罪説は甚非なり、續武家閑話、

白石先生紳書に、朝鮮の信使東武より歸るとき駿府に至る、神祖信使を御覽有て、上上官の内、何人目に居しものを見知やと御尋あり、誰も不知と御請申上し時、これ寛文藏ならんと仰有しとぞ申す夜話、寛永元年甲子年十二月十九日、信使鄭崑、姜弘重、辛啓榮等江戸城において聘禮事畢りて、直に西丸に登營しこの時本理院殿あり、台徳院殿に拜謁す、三使自分の拜行列、御内覽あり、

禮獻上物あり、

寛永元年甲子年十二月十九日、從御本丸直に高麗之

諸官人出仕于西之丸、竹橋の廻り甲斐様之前、按ず

るに、甲斐様とあるは即駿河大納言殿なり、武州豐島郡江戶庄園に於て今の田安殿館の邊にあり、御三人様之

前を、按ずるに、御三人様は、即御三家にして同圖に、通子至于

西之丸、三官人者涼轎、其外之諸官人は徒歩、高麗

之王大御所様へ者書も進物も無之、三官使之私之

進物、虎革、白蠟丸、白布、花席、錦欄少分之進物也、

出御以前陳列于廣縁、大御所様之御座、上壇齒以下

如御本丸、御冠御裝束翠色也、但御殿無中壇於下壇

三人禮拜、上上官二人も下壇下之末にて禮拜、上官

縁にて禮拜、下官庭上之禮無之、諸官人退出、御振

舞無之、金地院亦從、早々御本丸并西之丸に相詣道

具裝束掛羅及于極晚歸院、異國日記、

寛永元年十二月十九日、義成三使を引て登城し、將

軍に拜謁したてまつり、事丁て西丸にいたり台徳

院殿を拜したてまつる、寛永宗義成譜、

寛永元年十二月十九日、宗義成朝鮮の三使を引て

御本城に登る、將軍家を拜し事畢て三使西之丸に

登て台徳公を拜す、獻物あり、東武實錄、

寛永元年十二月十九日、唐人竹橋の御門に入西の
丸へまわり登城、御臺様多門より密々御見物、寛永
日記補闕、

天和二千戌年八月廿八日、宗對馬守義真朝鮮の信使

尹趾完、李彦綱、朴慶俊等を率ゐて西丸に登城し、ふ本

城にて聘禮かの國王の進物を捧く、淨徳院殿御幼稚に

より老中堀田筑前守正俊をして謁を受しめらる、御名

るにより、三使云

云の事あり、

天和二千戌年八月廿八日

一於西丸若君様ね、朝鮮人御禮付而、例月之御禮無

之、於西丸信使御禮之次第

一信使宿坊本誓寺より、西丸大手に至る迄樂を奏

す、於大手上官以下者下馬す、下官等は爰に留、上

上官者橋爪にて下輿す、信使者中腰懸にて下輿す、

御玄關より中仕切御門まで庭敷之、

一信使中仕切御門に來時、宗對馬守、内藤左京亮、

彦坂壹岐守按ずるに、内藤左京亮は御馳、靈長老、辰長老出

向、三使に先立御玄關に至る、此時水野右衛門大

夫、秋元攝津守、酒井大和守、坂本右衛門佐、按ずるに、

夫、攝津守、大和守は寺社奉、各衣冠下襲帶劔、營中より出

行、右衛門佐は日付なり、

て案内、三使及上上官は殿上之間、上判事、學士、

軍官冠官者次之間に列座す、次官、小童者御縁に一

列、中官之族者御玄關之前庭上に置之、下官者下馬

に留置、それより内ね不入之、

一別幅箱を中仕切之内に置之、爰にて別幅を取出

し、上上官持之入營中なり、

一大廣間御上段御簾を垂、

一朝鮮國王よりの進物數多によりて、前日御城へ

取寄、臺を板縁西之方より並置、三使登城前進物積

之、進上之御馬二疋、高麗、鞍置、舞臺之前へ御厩別當諏訪

部文九郎、同文右衛門素袍袴を着し差副出、舍人四

人白張を着し駿馬は西頭に立置之、

一御下段着座、堀田筑前守、大久保加賀守、戸田山

城守、按ずるに、堀田正俊、大久保忠朝、

一西之張出に着座、保科肥後守、酒井河内守、松平

隱岐守、堀田下總守、石川主殿頭、青山大膳亮、牧野

因幡守、朽木伊豫守、各衣冠下襲帶劔、

一松之間中之敷居際より御譜代大名列座、各衣冠

帶劔、

一三之間に諸物頭諸役人布衣之後座、西丸御小姓

組素袍を着し群居、但火消當番者不出仕、

一板縁車寄まで詰衆及御番頭、向類に奏者番之面

面、

一大御番衆之御番所按ずるに、こは獅子間に出入百人

素袍を着し群居、

一三使御禮之期に及て宗對馬守、水野右衛門大夫、

秋元攝津守、酒井大和守、彦坂壹岐守、坂本右衛門

佐、靈長老、辰長老殿上之間へ行、三使をいさなひ松

之間に赴、三使之先に別幅を上上官す、む、松之間

之襖障子際に置之、三使者襖障子より東へ中程に

並ひ西向に居す、上上官三人者通事たる故に同所

板縁に居、兩長老退去て車寄せに居なり、然て別

幅を對馬守持出て板縁敷居際に候す、畠山飛騨守

按ずるに、西之御縁より出向、對馬守御縁を立て御下

段下より二疊目へ入、爰において飛騨守請取之、則

御上段之上二疊目に置之退なり、于時加賀守山城

守御縁より松之間へ出て、三使可出之旨對馬守に

傳之、對馬守上上官に言渡す、上上官は三使に告て、

三使一同に對馬守差副て席々差圖して退く、三使

敷居之内二疊目に着す、此時筑前守品々進上之趣

可有披露旨對馬守に傳之、對馬守上上官に申之三使に傳之、其後双方相互に令會釋而三使御次之間に退去之後、右之進物布衣之輩西之御縁通御勝手へ引之、進上之御馬堀重門より牽出之、次三使自分之進物布衣之族持出、西之方より順々並之、手時三使一同に重て出座、對馬守差添出て席々差圖して退、三使御下段五疊目におひて一列して拜禮す、畠山飛驒守板縁敷居際に出て朝鮮之信使と披露之、拜禮終而三使本之席へ退座、進物布衣之輩西之御縁通引之、次上上官三人一同に出て御下段敷居之内にて拜禮して退く、次上判事、學士、軍官、冠官兩度に板縁に出て拜して退、但右御禮申上に付而上上官差添、先に立て出西之方へ通、東之方にも上上官在之而官人共御禮之差圖す、次に次官、小童落縁に八九人宛出、拜禮して退く、一中官は舞臺之前庭上へ兩度に出拜禮して退く、但御徒目付之頭、火之番之頭、中官之族之先に立て導出之、右上判事、學士、軍官、冠官者板縁通り出之、次官と小童者大御番所之まへ落縁通り出之、退去も同前、

一事終而三使は對馬守を以て御禮申上退出、然而水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐先達て對馬守相副上上官相從之、此時筑前守、加賀守、豐後守、山城守大御番所之前迄送之、揖有之退、對馬守、右衛門大夫、攝津守、大和守、右衛門佐者御玄關迄送之、内藤右京亮、彦坂壹岐守、兩長老上之橋迄送也、御日記、天和二年八月廿八日
 一今日三使西丸に登城に付松之間中敷居之際より御講代大名衣冠下襲にて列座、三之間に諸物頭諸役人伺候、其後口に西丸御小姓組之衆素袍袴を着群居す、大番衆之番所に素袍百人列座す、但火消之當番者登城せず、
 一三使本誓寺より大手まで奏樂し中腰掛之前御門の外石壇際にて下輿す、上上官者橋つめにて下輿す、上官以下は大手にて下馬す、下官は下馬より止る、
 一信使中仕切之御門へ來時、宗對馬守、内藤右京亮、彦坂壹岐守、靈長老、辰長老出迎之、三使に先達て御玄關に至る、水野右衛門大夫、秋元攝津守、

酒井大和守、坂本右衛門佐御玄關へ出迎て案内す、三使及び上上官は殿上之間、上判事、學士、軍官、冠官は次之間に列座す、次官小童は地縁に列座す、中官之輩は御玄關之前庭上に列立す、

一中仕切御門之内にて別幅を取出し、臺に載せ上上官これを持て營中に入る、

一御上段之御簾兩脇はこれを垂れ、中一間卷あく、一進物は前日より御城へ取寄、三使登城前に板縁之西方に臺に載せ順々に並置、按ずるに、進物は別出兩條に出國書并儀物信使御暇等の條に出

一御名代として堀田筑前守御下壇に座し、御上段之御簾際西之方へ寄りて南向に着座、

一御下壇西之方には大久保加賀守、戸田山城守着座、

一西之張出に井伊掃部頭、保科肥後守、酒井河内守、松平隱岐守、堀田下總守其下に御詰衆石川主殿頭、青山大膳亮御奏者番牧野因幡守、朽木伊豫守着座、

一板縁之上座北向に水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守着座、板縁車寄迄御詰衆、御奏者番頭、

大目付等伺候す、林春常、人見友元も罷出御儀式を見る、

一三使御禮之期に臨て對馬守、寺社奉行、大目付壹岐守、右衛門佐、及靈長老、辰長老殿上之間へゆきて三使を導き松之間に至る、三使中央に並て西向に居す、上上官別幅を持て先立て□□て同所板縁に居す、兩長老は車寄に退去す、加賀守、山城守三使可出旨を對馬守へ達す、對馬守上上官を以三使に其趣を告ぐ、三使一度に出座す、對馬守別幅を上上官より請取り、御下壇より二疊目にて畠山飛驒守に渡す、飛驒守これを御上壇之上之三疊目に置、

三使下壇敷居之二疊目に着座す、筑前守進上之品披露すへきの旨對馬守に傳て三使に達す、双互に會釋ありて三使次之間へ退去す、時に布衣輩西之御縁通り御勝手へ進物を撤す、進上之御馬は庭上へ引出す、其儀先日之如し、按ずるに、きのふ聯禮をさすなるべし、次に三使自分之御禮進物者虎皮五枚、人參十斤、照布十疋布衣之役人板縁之西之方より持出て、三使又出座下壇五疊目に於て一列拜禮、對馬守又案内す、畠山飛驒守板縁敷居之際に出て朝鮮之信使と披露す、

拜禮畢て三使本座へ退居、布衣之役之御縁進物
を撤す、次に上上官三人一同に出て、御下壇敷居之
内にて拜禮して退く、次に上判事、學士、軍官、冠官
兩度に板縁に出て拜して退く、次に次官、小童落縁
へ八九人宛出て拜して退く、上上官者自分之拜禮
畢て板縁へ罷出て、東西へ相別れて上判事以下之
御禮之儀を伺ふ、中官は舞臺之前庭上へ兩度に出
て拜禮して退く、其儀悉く御本丸拜禮之次第之如
し、

一拜禮畢て三使對馬守を以て御禮申上て退出、上
上官これに従ふ、筑前守、加賀守、山城守大御番所
までこれを送り、一揖して退く、對馬守、寺社奉行并
壹岐守、右衛門佐者先たつて御玄關まで送る、内藤
右京亮、壹岐守、兩長老者上之橋つめまで送る、
朝鮮來聘記、天和二年八月廿一日朝鮮人江戸着、廿七日御本丸

にて御禮、廿八日西丸に登城す、若君様御幼少に付
御出座無之、堀田筑前守御名代として大廣間下壇
南面に着座す、朝鮮人之信使虚位を拜する儀不吉
なりとて拜禮辭退す、對馬守拜禮之儀類に請に依

て僅かに再拜一揖をなす、然れども筑前守に者向
はす、虚位を拜するのみ、下官まで皆然り、寛永廿
年來朝之節者上様の拜禮畢て入御之後、酒井雅樂
頭、牧野内匠頭按するに、酒井忠清は老中、内東帶にて大
廣間下壇西に立、三使に宗對馬守相そうて下壇に
東面して立、雅樂頭、内匠頭三使と相互に一禮して
後雅樂頭、内匠頭列座、若君様之進物を請取り、御
幼少ゆへ御禮者御うけ不被成候、進物は披露すへ
きよし申達する故何之妨なし、今度は筑前守御名
代として禮うへきに付如此と聞ゆ、

寶永六年己丑十二月日 林 七三郎
林 百助朝鮮來聘考、

天和二年八月廿八日朝鮮信使西丸に參上す、儀式
昨日のことし、若君幼稚に座す故筑前守正俊、加賀
守忠朝、山城守忠昌若座して、筑前守正俊代て三使
の拜を受んとす、されども彼國の禮にあらずとて
虚位を拜して退く、別幅をは島山飛驒守義里請取、
披露も同人なり、上上官已下段々に拜すること始
のことし、賜盃享宴の儀に及はす、靈廟實錄、
天和壬戌憲唐以儲副尙幼不克親臨、命時執政臣某

代儲君受拜、三使方就位不肯拜曰、吾受命之日開拜
世子、未聞拜執政、禮官某進使譯官言曰、君幼以重臣
代受拜、我國之禮也、不見君不肯拜、貴國之禮也、客
行其禮我行我禮、三使起拜空位而退、南山開書、
天和二年

一八月廿八日、朝鮮人西之丸に登城、德松様に御目
見、御名代堀田筑前守被遣之、

三使自分進上

虎皮五枚 白照布十匹 人參十斤續武家評林、
寛延元戊辰年六月朔日、宗對馬守義如朝鮮の三使洪啓
禧、南泰耆、曹命采等を相伴ひ西城に登り、この日、本城に
あいて聘禮あり、かの國王よりの別幅を呈す、時に有徳院殿徽恙あ
らせらるるにて、浚明院殿兼給ひて拜謁を受させら
る、

寛延元戊辰年六月朔日、御本丸夫より西丸に登城
道筋、

東本願寺より東中町、觀音雷門前通り、駒形町、淺
草御門本町、常磐橋御門、夫より大手御門内、櫻田
御門、御馬屋通り西丸大手に、
西丸より退出之節、

西丸大手御門より、御馬屋前、和田倉御門、龍之口、
小普請方定小屋前、夫より登城道筋之通、
朝鮮來朝
聘詳錄、

寛延元年五月

西丸御城内外勤番

御玄關御

堀重御門

御臺所口煩

的場曲輪

西丸大手御門外、堀田御樓守屋
敷前脇より御院前通り兩煩、
内櫻田御門外、松平肥後守屋敷
脇より和田倉御門内迄、
和田倉御門外より、
小普請小屋迄、
按するに、左吉は御持頭、五郎太夫
已下はともに御先手頭なり、

寛延元年六月朔日、朝鮮信使於西丸御禮之次第
一朝鮮人御禮申上候に付、御三家、庶流越前家、溜
詰御譜代大名、高家鷹間詰、御奏者番菊之間縁類詰
何も父子共、且御本丸諸大夫之御役人、并西丸布衣

五月大成令續集、

以上之御役人、御本丸御饗應相濟西丸に相越、一出仕之面々諸大夫以上者衣冠重着太刀帶、布衣輩者布衣着也、

一朝鮮人御本丸御饗應相濟、内櫻田通り西九大手に出、内櫻田御門外より西九大手迄、宗對馬守家來并御馳走人之家來行列にて相從ひ、下馬前にて上官以下者令下馬、鎗鋒之下官其外相從士此所に止り、上上官三人者大手御門橋際にて令下馬、三使者中仕切御門外にて下輿、是より御玄關前御門まで庭、夫より御玄關前迄薄緣敷なり、三使下輿之所より步行、

一中仕切御門邊迄三使來時、宗對馬守、戸澤上總介、伊東修理大夫、河野豐前守、按するに、上總介修理大夫は御馳走人、豐前守は大目付なり、堅長老、英長老右中仕切御門内まで相越待請、三使下輿以後より出向一揖有之、先達而至御玄關時、稻葉丹後守、小出伊勢守、松平宮内少輔、大岡越前守、按するに、この四人は石河土佐守、能勢因幡守、神尾伊賀守、按するに、この三人は右御玄關敷臺迄出向、一揖之後令案内三使で、殿上間御下段御襖之際北向に着座、上上官者同所西之張附之際に罷在、對馬守者

三使着座之向南向に有之、上判事以下者御次間、次官小童者同所御縁類在之、中官之輩者御玄關前庭上居、下官者下馬に留置夫より内に入、

但別幅箱者轎に載持來、中仕切御門之内にて轎より取之、上上官右之別幅箱三使之先に立持之入營中、至殿上間御床之上に置之、

一朝鮮國王よりの進物者、御禮前日營中御取寄、出御以前、進物西之方御縁類々並置之、

但御鷹者御目録計にて、御禮湯指上之、

一御馬は御厩方四人假布衣差副舍人着白張、堀重御門之内に牽行西頭に立置之、三使御禮之席に罷出候節見合、庭上御目通に牽出、

一大納言様大廣間に出御、御上段御着座、

一若年寄加納遠江守、堀式部少輔、三浦志摩守、戸田淡路守西之張出に着座、

一御上段御縁通御簾掛之、御上段兩脇之御簾垂之、中一間揚之、

一別幅請取高家織田能登守者西之疊縁際に有之、三使自分御禮披露高家日野若狹守松之間板縁に罷在、西之方御縁に寺社奉行稻葉丹後守、小出伊勢守

松平宮内少輔、大岡越前守伺公、

但此面々は三使松之間着座以後、此席に罷在、

一御馳走人者松之間板縁南之方に罷在、

一松之間北之類より中之間之内鑑之手に、御三家之庶流越前家、御譜代四品以上之面々着座、且鷹之間詰之四品以上并御用不掛高家罷在、

但松之間末之御襖二本者其儘置之、三之間之方も御襖者其儘置之、御鷹者不懸之、

一三之間に諸大夫之御譜代大名、鷹之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰何れも父子共、其外諸大夫御役人群居、四之間布衣之輩後座大御番より出人、素袍着勤番、

但國王より進物引入進物番假布衣、西之方御勝手手に有之、三使自分之進物持出進物番假布衣、御車寄之方板縁に罷在、

一御書院番所當番之外、御小姓組、御書院番より出人二組、都合三組之積り、着素袍勤仕、

一三使御禮之節に至り、宗對馬守、寺社奉行、大目付、兩長老殿上間を相越三使を倡ひ松之間に來る、先達而別幅箱臺に載上上官持參、松之間御襖障子際

に置之、三使者此御襖障子より東之四疊目に置西向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人者通詞たるゆへ同所板縁に罷在、兩長老之殿上之間より來て御車寄に留る、

一酒井雅樂頭按するに、松之間板縁に在之、諸事令差圖、

一大廣間御簾際に左右に井伊掃部頭、松平肥後守按するに、掃部頭直定、肥後守容直は御禮なるへし、西尾隱岐守、秋元但馬守、按するに、隱岐守忠直、但馬守涼朝、若座、其時肥後守、雅樂頭座を立松之間御襖障子際東向に着座、肥後守對馬守に會釋有而對馬守肥後守側に進む、其時三使の御目見可被仰付候處、少々御障被爲在候付而其儀無之候、大御所様へ御禮、大納言様御兼帶被遊御禮被爲請候旨、對馬守に肥後守申述、對馬守板縁に有之上上官

一人呼之右之趣申聞、上上官承之三使之側へ進み、一人つゝ右之趣申傳、上上官元之席に退、肥後守、雅樂頭も最前之席に着座、其時雅樂頭御下段迄罷出御前を伺ひ御次之間に退而三使可差出旨對馬守に演達之、對馬守上上官に向ひ申合之、則上上官三使側に進み通詞之、上上官者元之席に居、雅樂頭板縁

最前之席着座、

一御次之間御襖障子際有之、大御所様之別幅箱を上上官松之間板縁御敷居際迄差出、對馬守請取之御目通り之板縁御敷居際迄差出之時、高家織田能登守^{自注、太}西御縁より御下段^{自注、太}の出向之時分、對馬守御下段より二疊目に別副箱持出有之、時能登守於此席請取之、御上段より一疊目に置之退出、對馬守も大納言様之別幅箱差出次第同前、能登守退去、對馬守も御次間へ退去す、

正使、副使、從事官

右順々出席御下段上より三疊目に一列而拜禮、對馬守差添御禮之席等令差圖、御禮過而三使御次之間へ退座之後、別幅箱御側衆御納戸構へ納之、

但三使退座以後庭上へ牽立出、御馬四疋堀重御門之方へ牽出、御縁に有之進物、西之方御勝手罷在進物番御勝手入之、

一三使自分之御禮申上候に付、大御所様大納言様之獻上物御向之板縁に並置なり、

但御車寄之方より持出進物番役なり、

一三使出席之時日野若狹守^{自注、太}三使を伴ひ御下

段へ罷出、對馬守も差添御禮之席令差圖、御下段上より三疊目末之方罷在、披露に不及、御禮畢而三使松之間へ退去、若狹守も退座、過而進物御車寄之方へ引入、

一肥後守、雅樂頭御次間御襖障子際北之上東向に列座、此節對馬守、肥後守側へ進む、其時三使は今度來朝之儀太儀思召候旨、大御所様大納言様御意之趣、對馬守は肥後守申述なり、對馬守板縁有之上上官一人呼之、三使は右之趣申聞之、上上官承之三使之側へ進み、一人宛右之趣申傳なり、一人宛御請申上也、上上官少退、其旨對馬守に申述之、其旨對馬守肥後守に演達之、上上官は元之席へ退、肥後守、雅樂頭御前へ出座、三使御請之趣言上之畢而前之席へ着座、

上上官三人

右一同出席御下段御敷居之内にて拜禮退去、次に上判事、製述官、冠官、三度板縁へ罷出拜禮、過而次官、小童落縁に兩度罷出拜禮、

但上判事、製述官、軍官、冠官之輩板縁通出、次官、小童者御書院番所之落縁通り御車寄より南之落

縁通り罷出、退出之節も同前、大目付、御目付案内差引之、御禮之節者上上官差添先達而出、西之方東之方にも有之差圖、

右畢而中官數十人庭上へ兩度に罷出御禮、御徒目付組頭、御徒目付導而罷出、中官者上上官差引無之、相濟而入御、畢而三使退出、此節寺社奉行、大目付先達而對馬守、戸澤上總介、伊東修理大夫者三使同列、上上官相從、雅樂頭、隱岐守、但馬守者御書院番所前迄送之、於此所三使互に一揖有之、對馬守、寺社奉行、大目付者御玄關迄送也、上總介、修理大夫、豐前守、兩長老者中仕切御門前迄送之、

一出仕之面々御目見無之、三使退出以後退散、柳營拾遺集、

寛永元年六月朔日、三使西九拜禮之事、

御三家之庶流、越前家、留詰御譜代大名、高家、雁之間詰、御奏者番、菊之間縁煩詰何れも父子とも、諸大夫之御役人、布衣以上之御役人何れも衣冠にて出仕、

一御本丸御饗應相濟、内櫻田通西丸大手へ出る、尤宗對馬守家來、御馳走人之家來とも行列にて相從

ふ、下馬にて上官以上下馬し、下官は此所に止る、上上官三人大手御門外にて下馬し、三使は中仕切御門にて下與、御玄關前之御門まで進、夫より薄縁をしく、何も同斷、^{按ずるに、御本丸に同じきやないふ、また、物を載す、こは兩國書并儀の中間に有徳院殿、淺明院殿に奉る進物の物信使御暇等の條に出す、}

一大廣間へ大納言様出御、御直垂、御先立、御太刀、御脇指、御上段御着座、但し御後之左右は御太刀、御刀之役人、其次に御側衆伺公、御後座伺公無之、御側衆其外奥向之面々、御納戸構西之張出之南に勤仕、

一若年寄加納遠江守、堀式部少輔、三浦志摩守、戸田淡路守西之張出着座、

一御上段御縁通翠簾を掛け、御上段へみすを垂れ、中之一間は揚之、

一別幅高家これを受取り、織田能登守西之疊縁之末に在之、三使自分之御禮披露之、高家日野若狹守松之間板縁に着座、

一西之方御縁に寺社奉行四人着座、御馳走人は松の間、但三使松之間着座以後此席へ出る、松之間北之類より中の圍の内鑑の手に、御三家之庶流、越前

家、御譜代四品以上之面々着座、其外出仕之面々御本丸之通大番より出人百人計り、御書院番御小姓組御本丸之通、宗對馬守、寺社奉行、大目付、兩長老殿上之間へ入り三使を倡ひ松之間へ来る、其外御本丸之通りなり、酒井雅樂頭松之間の板縁に着座、諸事差圖、大廣間翠巖左右に井伊掃部頭、松平肥後守、西尾隱岐守、秋元但馬守着座、松平肥後守、酒井雅樂頭座を立、松の間御襖障子際東向に着座、肥後守對馬守へ會釋あれば、對馬守則側へ進み出る、三使大御所様へ御目見仰付らるべき處、御障りあらせられ其儀これなし、仍て大御所様への御禮も、大納言様御兼帶遊はされ拜禮を請させらるの旨申達す、此時對馬守上上官一人呼寄せ右之趣申聞く、上上官これを三使へ傳へて、上上官は元の席に即く、雅樂頭御下段へ進み出御前を伺ひ、御次へ退き、三使を差出すべき旨對馬守へ達す、對馬守又これを上上官へ達す、上上官これを三使へ傳て元の席へ退く、

一大御所様への別幅箱を上上官これを持ち松之間板縁御敷居際に出る時、高家織田能登守^{自注}、西之

御縁より御下段へ出向、對馬守御下段より二疊目へ持出扣へこれある時、能登守此席に於てこれを受取り、御上段一疊目に置く、

一大納言様への別幅箱持出る次第同前、能登守退去して對馬守も御次へ退く、

一三使順々出席、御下段より三疊目にて一列拜禮、對馬守差添御禮席差圖いたす、畢て三使御次へ退く、後別幅箱御側衆御納戸構へこれを納む、但し庭上の馬は堀重門の方へ牽出る、縁にこれある進物は進物番これを御勝手へ引く、

一三使自分の御禮の時獻上物、向之板縁へ並へ置、但御車寄方より持出る進物番之役、

一三使出席、高家日野若狹守^{自注}三使を伴ひ御下段へ出る、對馬守差添御禮席差圖いたす、御下段より二疊目にありて、三使一同に拜禮、若狹守は三疊目東之方にありて披露に不及、畢て獻上物は御車寄の方へ引く、

一肥後守、雅樂頭御次之門御襖障子際北之上東向に列座、對馬守へ會釋ありて肥後守側へ進む、三使へ今度來朝之儀太儀に思召るゝの旨兩君上意之趣

通航一覽卷之八十八

朝鮮國部六十四

○聘禮濟出仕^{附錄}、御馳走人拜謁等

朝鮮國通信使聘禮等のこと畢て、御三家方を始め惣出仕ありて賀儀を獻す、また御馳走人其外御用濟の輩御届として登城、拜謁或は老中に謁す、^{來聘御用掛御褒美等の條、および信使參向道中の條}併せ見るへし、

寛永二十癸未年七月十九日、大納言殿^{按ずるに、この殿なり、}其外大名衆又は役に掛申候衆被爲召、朝鮮人御馳走天氣能相濟、^{按ずるに、きのふ}御喜悅之旨被仰渡、^{慶延略記}

明曆元年十月九日、昨日朝鮮信使御禮首尾能相濟にて、爲恐悅諸大名登城謁中、御日記、

明曆元年九月九日、昨日朝鮮信使御禮相濟を奉賀、御連枝御一門諸大名御譜代御家人に至まで登營、朝鮮往來、

明曆元年十月九日、御一門方并在府之諸大名不殘登城、昨日朝鮮人御禮首尾能相濟珍重奉存候、由爲

申し達する時、對馬守これを聞き、板縁にありし上上官一人呼寄せこれを傳へ、上上官又三使へ傳ふ、即御請之趣對馬守へ演畢て、上上官は元の席へつく、此時肥後守御前へ出、三使御請のおもむき言上畢り元席へ着座、

一上上官三人一同に御下段御敷居之内にて拜禮、上判事、製造官、軍官、冠官三度に板縁に出て拜禮、次に次官、小童落縁に兩度に出て拜す、尤上上官差添差圖、

一中官は庭上に出、兩度に拜禮、右畢て入御、

一三使退去之時、雅樂頭、隱岐守、但馬守は御書院番所迄送之、三使と二揖、

一對馬守、寺社奉行、大目付は御玄關まで送之、

一上總介、修理大夫、豐前守、兩長老は中仕切御門前迄送之、^{官中要錄}

通航一覽卷之八十七終

御祝儀也、御老中御逢退去、

同十九日、在國之大名三萬石以上より御樽肴上る、
五拾萬石以上、
三拾萬石より四拾九萬石迄、
拾萬石二拾九萬石迄、
三萬石より九萬九千石迄、

二荷三種
二荷二種
一荷二種
一荷一種

右者朝鮮人御禮申上御祝儀也、

同廿一日、朝鮮人信使御禮爲御祝儀、在國衆より
以使者御樽肴進上之、以上、朝鮮使聘記、

明曆元年十一月十五日、今度朝鮮人御馳走被仰付
候役人被召出之、御目見、御日記、

同曆元年十一月十五日、東海道江尻までの内、朝鮮
人御馳走被仰付候衆、首尾能仕廻申に付、御禮有
之、寛明日記、

天和二年八月廿日、駒井次郎左衛門岡崎歸、按
るに、これ信使参向の上使なり、詳に御用
係御褒美等の條に出す、○御營日次記、

天和二年八月廿日、駒井次郎左衛門事朝鮮正使に
爲御使三州岡崎まで被遣之處、相勤歸參に付登城、
謁老中退去、萬天日録、

天和二年八月廿日、岡崎まで上使駒井次郎左衛門

歸、登城、甘露齋、

天和二年八月廿九日、異國人御禮相濟候に付、按する
月廿七日聘、爲恐惚出仕、柳營日次記、

天和二年八月廿九日、韓使本西御禮相濟候段、惣飛
脚、御日記、

天和二年八月廿九日、今度朝鮮人兩御殿に出仕相
濟候に付、御家門并諸大名諸番頭役人今日登城有
之、御徒方萬年記、

天和二年八月廿九日、御三人方始諸大名等諸番頭
諸役人等登城、信使御禮相濟に付なり、人見私記、
天和二年八月廿九日、

一去廿七日廿八日、御本丸西之丸に朝鮮人御禮申
上候爲祝儀、甲府殿、紀伊殿、水戸殿其外在府之諸
大名、布衣以上之面々登城、謁老中退去、

一在國在所之面々は國元より以使者相勤なり、朝鮮
來聘記、

天和二年九月朔日、朝鮮人に付岡崎に參歸府、

駒井次郎左衛門

右御目見、柳營日次記、按するに、前月廿日は老中

天和二年九月十二日、朝鮮人今已之刻江戸發足、依

之御馳走人内藤左京亮、小笠原大助同所火之番藤

堂佐渡守登城、謁老中退去、續武家評林、天和

天和二年九月十五日

一月並之御禮、朝鮮人御禮相濟に付

尾張殿使者 大道寺玄蕃頭

同年同月廿八日

一朝鮮人御馳走人從沼津此方御用相勤衆、於御黒
書院御目見上意有之、

内藤左京亮 信濃守名代小笠原大助 松平周防守

伊奈出雲守 水谷左京亮 小出備前守 淺野内

匠頭 宿防火消藤堂佐土守、八人 松平市正

土岐伊豫守 大村因幡守 伊達宮内少輔 木下

肥後守 九鬼大隅守、六人 大目付彦坂壹岐守

御勘定奉行大岡五郎右衛門、以上、柳營日次記、

正徳元年辛卯年十一月二日、京都、大坂、長崎、駿
府、日光、勢州山田、豆州下田に飛脚遣之、是昨朔

日、朝鮮信使登城御禮御規式相濟之段達之、御日記、

正徳元年十一月十一日

一尾張中納言殿爲伺御機嫌、使者被差上之、

一左之御書付渡之、

朝鮮人御禮御饗應御暇相濟付而、按するに、この月朔

登城御饗應、同十一日 明十二日四時 御登城候様可申

上候、

十一月十一日

右水戸殿紀伊殿、御城附に一通つ、以御同朋頭、豐

後守、按するに、老中阿部正齋、渡之、

御書付

一朝鮮人御禮御饗應御暇相濟付、明十二日惣出仕
之事、

一四時揃之事、

一衣服、服紗小袖麻上下着用之事、

以上

右書付大目付に豐後守、御目付に久世大和守、按するに、

久世重之の頃、渡之、

同年十二月

一朝鮮人御禮御作法等首尾能相濟候に付爲恐惚、
今日惣出仕、於席々老中謁之、

一殿中、服紗小袖麻上下、

一御臺様に水戸殿、紀伊殿供之家老を以、朝鮮之信
使御規式相濟候段被賀之、於躰躰之間御留守居謁

大島肥前守、

一京都、大坂、長崎、駿府、日光、山田、下田に以次飛脚右之趣相達之、且亦伏見奉行建部内匠頭にも奉書遣之、以上、柳營日次記、

正徳元年十一月十二日、此度朝鮮人御禮相濟候に付、今日惣出仕有之、衣服、服紗小袖上下四時揃、御徒方萬年記、

正徳元年十一月十九日、朝鮮人發足依之登城、

酒井修理大夫 眞田伊豆守 戸澤上總介 文露叢、

正徳元年十一月廿八日

一巳刻白書院に御、月次之御禮爲被受、

朝鮮人御禮相濟候に付被差上之、

尾張殿使者 中條 主 水

同御饗應御暇相濟候に付被差上之、

同 松井 與兵衛

同年十二月朔日

一巳刻黑書院に御、御勝手より、

朝鮮人駿府旅館に上使相勤罷歸候、上使之御禮言上之、

畠山下 總守

右畢而白書院に御、月次御禮被爲受候、其外朝鮮

人御用相仕廻候面々も御禮、

大磯御馳走 松平左兵衛督○東本願寺同 酒井

修理大夫○同所火之番 戸澤上總介○品川御馳

走加藤遠江守○三島同 脇坂淡路守○戸塚同

稻葉伊豫守○川崎同 蜂須賀飛騨守○吉原同

牧野讃岐守、右何も上意有之、

同月七日、巳中刻黑書院に御、御目見有之、

朝鮮信使歸國之時品川旅宿に上使相勤候に付御

禮、 酒井左衛門尉

本願寺御馳走、

眞田伊豆守

江尻

鍋島紀伊守

寄合 松平駿河守

鍋島内匠

右者荒井船渡御用相勤候、以上、柳營日次記、

正徳元年十二月七日

荒井船渡場に罷越御用相勤候、

御黒書院御勝手より

松平駿河守

代り 鍋島内匠

右朝鮮人御用相勤候に付御目見、此外御禮衆有之、

御徒方萬年記、

正徳元年十二月十五日

一巳後刻白書院に御、月次之御禮被爲請候、

朝鮮人名護屋發足に付、

尾張殿使者

吉田加右衛門

朝鮮人御用仕廻候に付、

御勝手より

伊奈半左衛門

御納戸構

御代官二十五人

右朝鮮人御用相勤候に付、御目見、

同月廿八日

一午刻白書院に御、月次之御禮被爲請候、

御納戸構

朝鮮人御用相勤候に付、

御代官

雨宮勘兵衛

窪田長五郎

古郡文右衛門

正徳二壬辰年正月十五日、御次一同

御代官

竹村太郎左衛門

朝鮮人御用相勤候、

都筑小三郎
室七郎左衛門

前島小左衛門

右御目見

享保四己亥年九月廿八日

岡崎上使御用相勤歸御目見、

御黒書院
御勝手

曾我周防守 以上柳營日次記、

享保四年九月晦日

朝鮮人御禮相濟候爲祝御儀、明後二日惣出仕有之候、服紗小袖麻上下着用四時登城候様、向々に可被達候、

上使 御書院番頭 岡部左衛門 佐

明日朝鮮人登城之儀被仰遣、紀 伊 殿

同 御小姓組番頭 酒井日向守

水戸 殿 柳營日次記、

御徒方萬年記、但し御徒方萬年記には御目付上田新四郎被爲見候とあり、

享保四年十月朔日、朝鮮信使御禮相濟候に付、爲御

祝儀翌二日御老中方より御着被獻候に付、即日御

吸物御酒被下、御相伴松平右京大夫、若年寄は召出

しにて御盃被下、萬端首尾克相濟御機嫌に被思召

候上意、雞林來聘記、

享保四年十月二日、昨日朝鮮人登城御禮相濟候付、

爲御歡染小袖麻上下着已刻惣出仕有之、享保通鑑、柳
享保四年十月二日、朝鮮人御禮相濟候に付、爲御祝
儀惣出仕有之、於席々老中調、

同日、京都、大坂、長崎、駿府、日光、山田、佐渡に次
飛脚遣之、是昨朔日朝鮮人登城相濟之義達之、且伏
見奉行石川備中守にも奉書遣之、以上、柳營日次記、

享保四年十月廿八日、朝鮮人旅館並御馳走御用相
勤候大名衆九人、御禮有之、御徒方萬年記、

享保四年十月廿八日、今度朝鮮人江戸旅館並道中
旅宿御馳走掛候大名中、御目見、柳營日次記、

享保四年十月廿八日、朝鮮人御馳走御用相勤候に
付、

江戸旅館 牧野駿河守 同斷 旗中川内膳正

江尻 京極若狹守 三島 有馬左衛門佐

神奈川 黒田甲斐守 吉原 松平隼人正

大磯 鳥居丹波守 藤枝 堀 左京亮

品川 松平豊前守

右御目見被仰付、上意有之、

朝鮮人信使御禮相濟候に付、

尾張中納言殿使者 志水甲斐守

同年十一月朔日
尾張中納言殿御使者 久野三郎左衛門

同月十五日

朝鮮人御馳走御用勤候に付、

江戸旅館、御馳走人 中川内膳正

朝鮮人名護屋發足に付、

尾張中納言殿使者 松井宗兵衛

御勝手より

荒井船場相勤候、

寄合 近藤三次郎

宮城三左衛門

寛延元戊辰年五月廿七日、雅樂頭渡、按するに、老
付、中酒井忠知、御目

朝鮮人御禮相濟候爲御祝儀、翌日御本丸西丸に惣
出仕有之候間、染帷子麻上下着用四時可有登城候、

出仕無之面々は、月番之老中隠岐守、但馬守に、按する
忠直、秋元、使者可差越候、西尾

但在國在邑之萬石以上之面々は老中隠岐守、但
馬守に使札可差越候、

右之趣向々に可被達候、尤西丸御目付にも可有通

達候、

五月寛延年録、大成令續集、
御徒方萬年記、

寛延元年六月二日

一朝鮮人昨日登城、御禮相濟候爲御祝儀、御三家方
諸大名諸役人惣出仕有之、於席々御老中方御出座、
各恐悅申上候、

一御本丸相濟候而、西丸に仕有之、

一御老中方、若年寄衆四時登城、

紀伊大納言殿 水戸宰相殿

右者御不快に付、今日御登城無之に付而、使者被差
上之、於躰躰之間謁右近將監、按するに、老
中松平武元

同月十四日、朝鮮人昨十三日江戸表發足に付、御馳
走人伊東修理大夫、戸澤上總介登城、於帝鑑之間雅
樂頭殿被謁之、以上、寛延年録、

明和元年申年二月十八日、御勝手より

三州岡崎まで罷越候上使歸り、

中奥御小姓 蔭田伊勢守柳營日

明和元年二月廿五日、按するに、柳營日次記
には、廿六日に係く、松平右近將

監渡候御書付、稻垣出羽守達す、

朝鮮人御禮相濟候爲御祝儀、翌日御本丸西丸に惣

出仕有之候間、服紗小袖麻上下着用、四時可有登城
候、出仕無之面々は、月番之老中、西丸右近將監に
使者可被越候、

但在國在邑之萬石以上之面々は、老中周防守
按するに、松平康福なり、憲教類
典には隠岐守但馬守にあり、に使札可差越候、
右之趣面々に可被達候、

二月天明集録、柳營日
次記、御膳書

明和元年二月廿八日、昨廿七日朝鮮人御禮相濟候

に付、爲御祝儀惣出仕有之、御徒方萬年記、

明和元年二月廿八日、朝鮮人御禮相濟に付、今日惣
出仕有之、於席々老中謁之、柳營日次記、

明和元年二月廿八日、朝鮮人登城相濟候に付、今日
御本丸に惣出仕有之、續談海、

明和元年二月廿八日京都、大坂、駿府、甲府、日光、
山田、佐州に次飛脚遣之、是昨日朝鮮人御禮相濟
付、告知者也、御日記、

明和元年三月十二日、帝鑑之間

加藤遠江守 毛利能登守按するに、

右は昨日朝鮮人發足に付、爲御届登城、謁右京大

夫、按するに、老中松平輝高、
○柳營日次記續談海、
明和元年三月十五日

朝鮮人信使御禮相濟候に付、

尾張中納言殿使者

渡邊半藏

同年四月朔日

一已刻御白書院に御、月次其外御禮有之、

加藤遠江守

服部淡路守

伊東豊後守

溝口主膳正

西尾主水正

毛利能登守

朝鮮人御馳走御

用掛相濟候に付、

右御目見

同月同日

朝鮮人信使御暇相濟候に付、

尾張中納言殿使者

櫻井内記

同月五日、躰躑之間

卷物二

尾張中納言殿使者

櫻井内記

右御暇に付、右近將監申渡、

是朝鮮信使御暇相濟付、差越使者なり、

同月九日、躰躑之間

卷物二

尾張中納言殿使者

小笠原彦右衛門

右は御暇付被下之旨、右近將監申渡之、

朝鮮信使名古屋出立に付、被差越使者也、
以上、柳營日次記、御

日記、

明和元年四月十五日、御勝手より参上

新居船場に罷越御用相勤罷歸候、

寄合 中根大隅守

松平源八郎

右御目見相濟、柳營日次記、

文化八辛未年七月廿六日、牧野備前守按するに、渡、津守、安藤正少衛達すあり、

按するに、御徒方萬年記には堀田攝

今度朝鮮信使於對州聘禮相濟候、右に付、明後廿

八日月次出仕之面々、御禮過居殘御祝儀可申上

候、退出之節西丸にも可有出仕候、

一在國在邑之面々は、老中能登守に以飛札御祝儀

可被申越候、

但隱居幼少病氣之面々、八月番之老中能登守宅

に、按するに、松平乗保なり、以使者御祝儀可申上候、藏法類集御徒方萬年記、

文化八年七月廿八日、今度朝鮮信使於對州聘禮相

濟候に付、今日月次出仕之面々、御禮過居殘御祝儀
申上、於席々御老中御謁、西丸にも出仕有之、
山本氏筆記、

○日光山詣拜並獻備物 寛永十三年

寛永十三丙子十二月、朝鮮國信使來聘のとき、この月十日、

聘禮行な 大猷院殿特に宗對馬守義成に鈞命ありて、
寛永小説に、酒井讃岐守命を傳ふとあり、今韓録に従ふ、

せしむへしとなり、こゝに日光御宮殿御造替御參詣等ありしによりてにや、義成これ

を三使に傳へしに、かれ前例なくかつ國命を請さるを

以て言として肯はず、こゝにおゐて義成家人裁判役

有田木工兵衛して議論中利害を説しむ、三使終に従

諾あり、義成すなはち其旨言上し、御感を蒙ふる、
寛永小説に、このとき義成腰刀を拜賜すあり、

寛永十三年丙子信使來聘、賀大猷君殿下在位泰平

也、信使到于東都之初、大猷君召義成公於殿中命之

曰、汝今番伴信使登于日光山、可使渠致肅拜於東照

大權現靈廟云云、義成公拜命退、歸本館乃遣臣告鈞

命於三使焉、三使對曰、日光之肅拜、原不受國命、自

古無此例、決不可從云、因是經三五日議論不決矣、此

時殿中有説曰、往昔太閤秀吉君討朝鮮而、生靈有糜

爛之禍、彼不同一天之讎也、東照大權現誅伐大坂、

則譬如假手而報讎也、今番日光之肅拜、渠輩豈有可

辭之理乎哉、三使猶強聒不從、則殺戮二使、可回一使

而告事狀於朝鮮云云、倘如此説則實可寒心者也、於

是我太守義成公、召家臣及裁判有田木工兵衛智繩

曰、是實一難事也、我自臨乎客館、三使面諭立決云、

智繩謹承太守之嚴旨、從容謂執事曰、臣伏惟今太守

之駕入于客館、三使倘持節固執、而不從則事危也

矣、匪營三使執禍而已、兩國從此可生齟齬焉、臣躬

雖微賤職爲裁判、臣自到客館、對首譯洪知事、能開陳

利害、可使三使強參詣于日光山焉、倘事不成則執事

往面可諭也、如此而猶不從、則太守之駕入于客館而

可也、此時執事僉曰、智繩之言可也、於是智繩直到

平客館、招洪知事諭之曰、今番日光山之肅拜三使不

從、而禍將起矣、今日三使不允從、則明日太守直入

而與三使可決事也、自我與汝坐而視事生焉、孰若夙

俱就乎死地耶、三使視吾儕之死、則革面改慮事亦可

成矣、汝爲首譯我爲裁判、職任不當則不如速死愈云、

洪知事曰、事急也、今一度到乎三使之前可以死諫、

吾子少埃矣、老夫雖孱弱非敢避死者也、智繩曰縱雖

避死不可追也、能諫而事成則兩國之大幸也、吾子輸

誠盡力云、洪知事乃到乎三使之前、而垂泣告曰、今番日光山之肅拜三官不從、而禍患不日將起矣、今裁判來而告吾曰、明日太守直入而與三使可決事也、吾與汝豫就乎死地云、老夫殘命不足惜、謹訣辭矣、且老夫有一說、三官請納之、老夫死後雖悔無益也、今夫持節固執而不許日光山之肅拜、則貴官爲異域之鬼、而游魂無所託也、況亦一行之從人不免死也、匪雷一行之從不免死也、兩國永生靈隙、奈何生靈之愁乎哉、今幸改慮從其請、則貴官無恙、一行之從人偕歸是大幸也、縱歸本土而雖觸朝廷譴怒、入乎故國之黃泉則魂魄有所歸焉、三官熟思之云、於是三官使聽洪知事之言惕然曰、知事之言實然也矣、吾儕不敢違、汝宜謀猷云、洪知事聽三使之鼎諸、乃趨出而告事狀於智繩、相引俱到乎三使之前曰事成矣、智繩曰幸甚焉、然則賜一證文、吾爲符驗而可以告我太守也、三使仍賜照文、智繩卷而懷之、鞭馬駸駸然直赴于太守之黃堂也、蓋客館之議論始于旭日、而成于晚天焉、乃速奏事情於太守也、太守時在寢所焉、親召智繩曰事成也否、智繩稽首曰事成矣、亦問曰有證文也乎、謹對曰有之也矣、乃進太守之前、太守歡甚、自下錦茵撫

智繩之肩曰、善成事矣、趣駕登城營、奏事狀於執政、恭啓開殿下、殿下特有歡感云云、乃寬永十三年丙子冬十二月十七日、三使發江戶赴日光山、同月二十一日登山拜廟事畢矣、蓋惟交憐之道專在誠信、而不在乎權謀也、然一時之應變無權謀、則事亦終不成矣、嗚呼日光山之肅拜之事、三使不允容而事至難也、我太守義成公自受鈞命、寢食不安者數日、實可恐懼之秋也、伏惟太守義成公、壬辰變後盡心於兩國之事、周旋有大勳勞也、因是日光之一件轉禍爲福也、實太守之誠意而致智謀、有功勞者亦裁判智繩也、韓錄、寬永十三年日本國御靜謐に付、通政大夫任統、通訓大夫金世濂、通訓大夫黃床、三使として國書を持來らしむ、このとき三使日光山の御廟所へ參詣すへきの命あり、三使國命なきを云て違背し、議論數日におよひ廟堂の憂慮淺からず、ことにはことし使者上命を深くふさは、一行の人數のこりなくとめ置れ、其事情を彼國へ仰せ遣さるへきとの御内意なる故、對馬守義成國威をのへ武力を盡し、色々開諭せしめ、終には日光へ參詣し肅拜の禮を行へり、朝鮮記、

寬永十三年朝鮮人來朝の節、御威光異國までもおよひ候は、全く權現様御餘慶に候、朝鮮人も日光へ參拜仕候やうにと、酒井讃岐守に被仰付候、讃岐守早速宗對馬守へ申達す、對馬守朝鮮の使へ其段申聞候へは、國命の命無之候間、日光參詣仕かたき由申候、對馬守もふし候は、國王之命無之候に日光へ參詣候は、歸國以後可處罪科候、併我國にて將軍の申付不承候へは、早速罪科申付候、左候へは三使ともへ何れ之所にても罪科のかれ難く候間、日光へ參候は、歸國以後罪科にはあひ可申候へとも、日本朝鮮通路は絶申間敷候、この段よく了簡仕候やうにと申候へは、朝鮮人開分て日光參詣仕候、此段達上聞候て、對馬守思慮有之候と御威之上に、初て御腰物拜領仕候、寬永小説、同月信使日光山參詣あるへきにより、往返宿驛の御馳走人等および鞍馬課役を命せらる、かつ彼地惣奉行として老中松平伊豆守信綱其外特に數輩遣したまふ、

走人な御前へ被召之、暫有之而退去、一御黒書院東之間に出御、松平右衛門大夫、秋元但馬守、板倉内膳に被仰付候、此の頃御近習出頭なるへし、被爲召日光に被差遣に付被仰、是從朝鮮人彼地社參也、一太田備中守の頃若年寄なり、大僧正に被仰付候、御使に被遣之、是今度日光へ朝鮮人社參仕付而、先様罷越規式可申付旨御意也、云云、同月十二日一朝鮮人日光社參に付、松平伊豆守可差越之由被仰付、是於彼地事作法以下可申付之旨上意也、云々、以上、武書載、寬永日記、寬永十三年十二月十二日、朝鮮人日光社參に付、伊豆守被遣旨被仰出、人見私記、寬永十三年一畫越ヶ谷 土方彦三郎殿、宮城主膳殿、伊奈半十郎殿、按ずるに、朝鮮往來に、〇一泊かすかべ 堀淡路殿、池田内藏介殿、伊奈半十郎殿、〇一畫新栗橋 杉原吉兵衛殿、太田原左兵衛殿、伊奈半十郎殿、按ずるに、同書大學に、〇一泊小山 土井大炊頭殿、〇一畫石橋 奥